○国土交通省告示第三百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2129	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ—ＶＥ—11	ダイハツ　ＤＢＡ—Ｌ575Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ—Ｌ585Ｓ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
自G—2130	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫＦ—ＤＥＴ—９	ダイハツ　ＣＢＡ—Ｌ575Ｓ、ダイハツ　ＣＢＡ—Ｌ585Ｓ	〃

○国土交通省告示第三百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＧＳ—510	一酸化炭素等発散防止装置　ミツマツ　ＳＡＡ４Ｄ95ＬＥ—５—Ｃ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：16.0kPa	株式会社小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省告示第三百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2122	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＣＢＡ—ＶＲ38—10Ｒ35Ｃ	ニッサン　ＣＢＡ—＊＊＊Ｒ35	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第三百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＨＣＲ—660	前照灯　ＩＣＨＩＫＯＨ　ＶＡＬＥＯ　Ｈ012	市光法雷奥（佛山）汽車照明系統有限公司　広東省佛山市禪城區佛山國家高新技術産業開發區城西園華寶南路７號（中国）
自ＨＣＨＲ—772	前照灯　ＩＣＨＩＫＯＨ　ＶＡＬＥＯ　Ｈ015	〃

○国土交通省告示第三百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＨＣＨＲ—780	前照灯　Visteon CZ L359 bixenon 11MY	ビステオン・オートパルｓ．ｒ．ｏ．　ルジツカ984／14、ノヴィ　イーツイン74101、チェコ共和国

○国土交通省告示第三百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十二月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＨＣＨＲ—773	前照灯　ＫＯＩＴＯ　20—451	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
自ＨＣＨＲ—774	前照灯　ＫＯＩＴＯ　20—452	〃
自ＨＣＨＲ—775	前照灯　ＫＯＩＴＯ　28—221	〃
自ＨＣＨＲ—776	前照灯　ＫＯＩＴＯ　28—222	〃
自ＨＣＨＲ—777	前照灯　ＫＯＩＴＯ　28—223	〃
自ＨＣＨＲ—778	前照灯　ＫＯＩＴＯ　28—224	〃
自ＨＣＨＲ—779	前照灯　ＫＯＩＴＯ　28—225	〃

○国土交通省告示第三百九十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年一月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G—2123	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ—ＫＧＣ　ＫＲ—ＦＥ６	トヨタ　ＤＢＡ—１　30	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
自G—2124	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ—ＫＧＣ　ＫＲ—ＦＥ７	トヨタ　ＤＢＡ—１　35	〃
自G—2125	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ—ＮＧＣ　ＮＲ—ＦＥ１	トヨタ　ＤＢＡ—１　30	〃

○国土交通省告示第三百九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年一月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日　国土交通大臣　前原　誠司